

# 日本リバーベンチャー選手権大会

## 自由練習に於ける安全対策に関する新規定

第38回日本リバーベンチャー選手権大会

実行委員長 福永孟昭

### I 既存の安全対策の施策

#### ①水量規定

安全に航下を行うため、以下の通りの水量規定を設定している。

##### 【公式練習会】

3.6m 以上：AKIKO 区間での練習を中止

3.8m 以上：諏訪峡での練習を中止

4.0m 以上：この日の練習を中止(藤原ダムでの練習に切り替える)

##### 【大会本番】

3.7m 以上：AKIKO 区間での競技を中止

3.8m 以上：諏訪峡での競技を中止

4.0m 以上：この日の競技を中止

※大会本番は、更に多くのレスキューアークを配置できることから、公式練習会から水量規定を変更している。

#### ②公式練習会に於けるレスキュー体制

ダウンリバー練習では、チェックポイントの設置と、無線を用いた交信によりフリップ・脱沈時の早期発見の徹底を行っている。また、グループ航下制を導入しており、フリップ・脱沈時のリカバリーを素早く行えるようにしている。

スプリント・スラローム練習では、実行委員会でレスキュー艇を配置して、安全確保を行っている。

また、練習中の様子から実行委員会で「安全に航下できない」と判断した場合は、練習の中止をさせている。

### ③本番に於けるレスキュー体制

基本的には公式練習会と変わらないが、チェックポイントが存在しない代わりに各ポイントにレスキュー艇を配置している。

## II 既存の安全対策の問題点：公式練習会以外の練習について

昨年までの実績を振り返れば、既存の安全対策は、公式練習会及び本番に於いて十分な効力を発揮している。しかし、公式練習会以外の練習に関して、実行委員会は関与しないという姿勢をとっていた。これは、以下の2点の理由によるものである。

### ①公式練習会以外に航下を行う団体・チームは十分な技術やノウハウを持っている。

自信の無いチーム・団体はレスキュー体制が不十分な状態で航下を行わないという判断であった。

### ②選手の自主練習期間を設けること

公式練習会では、管理された中で練習を行わなければならない為、上位を狙うチームにとっては、不自由な時間が長い。

しかし、①に於いて、どの団体・チームを「十分な技術・ノウハウを持ち合わせている」と判断するかという明確な基準は存在せず、またこの判断も実行委員会の主観的、且つ一方的なものであった。

本件に於いて、事故を起こしてしまった団体も、実行委員会の中では「十分な技術・ノウハウを持ち合わせている」と判断していた為、練習に行くことを引き止めなかった。

従って、これ以降は公式練習会以外の練習に関しても全て実行委員会で管理するものとする。具体的な規定は次項の通り。

## III 公式練習会以外の練習期間に関する新規定

### ①エントリー締め切りの早期化と、出場チームの情報把握の徹底

公式練習会以外による練習が最も多く予想されるゴールデンウィーク前にエントリーを締め切り、航下する可能性のあるチームの情報を全て実行委員会で把握できるようにする。

尚、コマーシャルラフトとのバッティングを避けるため、コマーシャルラフトの航下が最も多いゴールデンウィークは、公式練習会期間から外している。

## ②航下届の提出の義務付けと、航下計画書の事前提出

公式練習会では提出を義務付けている航下届の提出を、公式練習会以外の練習でも義務付けるものとする。尚、提出義務はエントリー開始日(4月上旬)～大会本番の期間とする。

また、公式練習会及び大会本番では実行委員会で確認を行い、装備及び航下計画の安全性を確かめた上で航下を認めているが、公式練習会以外では確認が取れないため、事前に航下計画書を提出してもらい、安全な計画構成で、かつ十分な装備を準備した上で航下が行われているかを確認する。計画及び装備の安全性が不十分であると判断した場合は、計画の変更及び航下の中止をさせる。

## ③実行委員会で定める水量規定の遵守

公式練習会以外の練習に於いて、水量規定については各団体の判断に一任していたが、今後は公式練習会以外の練習に於いても、大会要綱に定める公式練習会規定の水量規定を遵守させるものとする。

## ④実行委員会による制限

事前の交流練習会、及び過去の実績・メンバー状況などから実行委員会が「十分に安全を確保した上で練習が出来ない」と判断した場合は、実行委員会で練習の中止、及び練習するチームの制限を行うこととする。

## ⑤連絡体制の確認の徹底

大会要綱に緊急時の連絡先は記載しているが、連絡体制をきちんと伝えられていなかった為に連絡が遅くなってしまった。今後は、非常時には大会実行委員会に速やかに連絡するように出場団体に伝えることを徹底する。また、実行委員会は連絡を受けたら即座にアウトドア連合会及びラフティング組合に連絡する。

## 【守られなかった場合の罰則規定】

上記項目を守らずに利根川の航下を行ったチームについては、大会要綱の特別規定に基づき、その大会については出場停止処分を含む罰則を課すこととし、団体に対する(今後を含む)大会への出場停止処分も検討することとする。

以上